

【重要】令和2年4月からの新型コロナウイルス感染防止のためのサークル活動の禁止及び学生サークル会館の使用禁止の制限付き解除について（第4報）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、サークル活動（サークルによる歓迎会等を含む）は、学生サークル会館の使用を含め5月20日まで禁止としていました。

今般、新型コロナウイルス感染の状況や、それに伴う国による非常事態宣言の解除を受けて、本学においては5月21日（木）から遠隔授業に加え対面授業も開講されることになりました。

については、このような状況を踏まえ、サークル活動禁止及び学生サークル会館使用禁止の措置については、以下の①から③の制限を附した上で解除します。

ただし、特別な事情により顧問教員が必要と認めた場合は、禁止期間をさらに延長することも可能とします。

- ① 3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集空間、間近で会話や発声をする密接場面）の環境における活動は禁止
- ② コンパ等（歓迎会を含む。）は禁止
- ③ 県外への移動を伴う遠征等は禁止

また、以下の①から③に該当する皆さんは自宅待機していただくことになっていますので、サークル活動及び学生サークル会館の使用はできません。

- ① 体調不良者（せき・たん・のどの痛み・だるさ）、発熱（目安 37.5℃以上）、味覚・嗅覚異常がある場合
- ② 鹿児島県外に移動した者（県外に居住する家族等と同居又は濃厚接触した者を含む。）のうち、帰着後14日を経過していない者
- ③ 海外から入国して2週間が経過していない者

なお、サークル活動及び学生サークル会館の使用については、今後の状況次第では制限の緩和或いは再度全面禁止する可能性もありますので、最新の情報を本学ホームページ等で適宜確認するようにお願いします。

令和2年5月18日

鹿児島大学理事（教育担当）